

第3次枚方市健康増進計画素案の意見募集結果について（案）

第3次枚方市増進推進計画素案につきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する枚方市健康計画審議会の考え方を以下のとおり公表します。

I. 意見募集期間

令和5年12月7日（木）から令和5年12月26日（火）

II. 意見の受付方法

インターネットアンケート専用ホームページへの入力、郵送、ファックス、
電子メール、意見回収箱（市内19か所設置）へ投函

III. 意見数及び内訳

意見数 20 件

〔 個人 5 名 団体 1 団体 〕

IV. 各ご意見の要旨と審議会の考え方

	ご意見の要旨	審議会の考え方（案）
1	大阪府が実施しているアスマイルの活用はしないのか。	枚方市では「アスマイル」を活用し、市内のウォーキングコースの掲載や、イベントのご案内（通知）をしております。今後もアスマイルを利用している市民が健康づくりに取り組めるよう大阪府と連携して取り組んでいくことが重要だと考えています。 また、本計画の75ページ(4) デジタルを活用した健康づくりの環境整備で、アプリやウェアラブル端末等のテクノロジーを活用した健康づくりの取組の支援について記載しております。
2	ひらかたポイントとアスマイルの連携により、抽選範囲が広がってほしい。	枚方市のひらかたポイントにつきましては、500店舗を超えるひらぽ協力店での利用や、京阪バスポイントやクオカードへの交換など、多くの方にご利用いただいています。また、市主催のウォーキングイベントでのポイント付与や、ウォーキングアプリでの抽選によるポイント進呈なども実施しています。大阪府のアスマイルとは直接連携はしていませんが、併用していただくことで、双方のアプリでそれぞれポイントが貯まります。なお、健康づくりにおけるひらかたポイントの活用については、本計画内の随所に記載しております。

	ご意見の要旨	審議会の考え方（案）
3	街中探索ウォーキングや公園でのウォーキング、イベント等を実施してほしい	各種ウォーキングイベントやノルディックウォーキング講座等の実施、ウォーキングマップの配布等、市民の「身体活動・運動」の取組については、本計画内に複数記載しております。また、関係機関や団体と協力し、スポーツや音楽等のイベントも多く実施しておりますので、今後も本計画の推進において広報やホームページ、市 SNS 等で広く周知に努めることが重要だと考えています。
4	52・72 ページの喫煙および COPD の取組みの方向性にあるたばこに関する知識等の普及啓発・教育・情報提供などは、科学的根拠に基づき推進するよう要望する。 他 1 件	本計画の推進において、喫煙および COPD を含む健康づくりに関する周知や情報提供等は、科学的根拠に基づき実施していくことが重要だと考えています。
5	72 ページ「禁煙対策を進める」というのは、20 歳以上の市民に対する選択を特定の方向に強制しようとし、無理やり禁煙させるような事であり問題である。禁煙対策を進めるというのはどういう事か。 他 3 件	枚方市における禁煙対策の推進は、「禁煙したい市民が禁煙できるよう支援すること」および「望まない受動喫煙を減らすこと」としており、72 ページ COPD の取組の方向性の表記につきましては、主旨が伝わるよう記載してまいります。
6	三次喫煙の健康被害はまだ明らかでない段階であるが、74 ページ三次喫煙のコラムは、三次喫煙は健康被害があると読み取れ、誤解をまねく可能性がある。科学的根拠に基づき、誤解を生じさせない表現や資料とするよう要望する。 他 4 件	本計画の 74 ページの健康コラムの表記につきましては、望まない受動喫煙を防ぐための配慮および注意に関して、喫煙者および非喫煙者に伝わるよう記載してまいります。
7	74 ページ、健康コラムの「三次喫煙」の記載について、喫煙後の息で受動喫煙するということは、喫煙者と非喫煙者は話も出来ず、同じ空間で生活できなくなる。喫煙者への差別になるのではないか。 他 2 件	受動喫煙防止対策は、「限られた空間や時間において配慮や注意を求める」ということであり、「同じ空間で生活できず、話もできなくなる」ということではありません。本計画の推進において、受動喫煙に関する正しい知識、正しい理解の啓発が重要だと考えています。

	ご意見の要旨	審議会の考え方（案）
8	<p>74 ページ(3)望まない受動喫煙の機会を減らす環境の整備について、マナー向上やまち美化の観点も含め、屋外喫煙環境・分煙環境整備の推進を期待する。</p> <p>他 2 件</p>	<p>枚方市では、平成 20 年 10 月に「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」を施行し、利用者数の多い枚方市駅及び樟葉駅に関しては、路上喫煙禁止区域としています。そのため、路上喫煙禁止区域の周辺については喫煙スペース（ニッペパーク岡東中央及び樟葉駅ロータリー）を設けるとともに、毎年度、地域の団体等のご協力の下、喫煙者に対して歩きたばこ防止や決められた場所での喫煙をお願いする啓発キャンペーンや清掃活動を行いながら、当該周辺での路上喫煙の防止などに努めています。また、民間事業者や私有地への喫煙所の設置に関しても、関係機関と協力して、各種相談窓口の案内を実施しています。</p> <p>その他、歩きたばこやそれに伴うポイ捨て行為についての啓発や、たばこ等の煙による望まない受動喫煙防止への配慮についても、周知に努めております。</p> <p>本計画につきましては、望まない受動喫煙の機会を減らす取組について、74 ページ（3）望まない受動喫煙の機会を減らす環境の整備や 79 ページ (5) 取組の方向性などに記載しております。</p>